岐阜県総務関係手数料徴収条例の 部を改正する条例に 9 7 7

岐阜県総務関係手数料徴収条例の 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県総務関係手数料徴収条例 の一部を改正する条例

る。 岐阜県総務関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第九号) の一部を次のように改正す

〇」に改め、 の項中「四、 ○○」を 別表第一一 Ę, の二の表六の項中 七〇〇」を「五、三〇〇」に改め、 同表十三の項中「三、八〇〇」を「四、 三〇〇」に改め、 六、 同表八の項中 六〇〇」 を「七、 = 同表十二の 四〇〇」に改める。 七〇〇」 二〇〇」に改め、 項中「五、 を「四、二〇〇」 七〇〇」を「六、 同表七 に改め、 \mathcal{O} 項中 呵 同表九 六〇

附則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。

提案説明

額を改定する等のため、 地方公共団体 この手数料 \mathcal{O} この条例を定めようとする。 標準に関する政令の一 部改正に鑑み、 甲種危険物取扱者試験手数料の